

1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の変遷

(単位:mg/L)

番号	業種その他区分	最初の暫定 (3年間)	第1次暫定延長 (計6年間の延長)	第2次暫定延長 (計9年間の暫定)	一般排水基準(参 考)
		H24.5.25～	H27.5.25～	H30.5.24～R3.5.24	
1	感光性樹脂製造業	200	一般排水基準へ移行		0.5
2	エチレンオキサイド製造業	10	6	3	
3	エチレングリコール製造業	10	6	3	
4	ポリエチレンテレフタレート製造業 (適用期間:H24.5.25～H26.5.24)	2	一般排水基準へ移行		
5	下水道業(※感光性樹脂製造業に属する特定 事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)大2条 の2第1項に規定する特定事業場をいう。)から 排出される水を受け入れているものであって、一 定の条件に該当するものに限る。)	25	一般排水基準へ移行		